

○財務省告示第五十号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十五年一月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・五	東日本大震災からの復興のための	社債、株式等の振替に関する法律	額面金額で四百九十三億八千二百	六十三万円	振替法の規定による振替口座簿の	平成二十五年一月十五日	額面金額につき百円	年〇・一三パーセント	平成二十五年七月十五日を支払期

十一 第二期以後の利子
 十二 償還期限
 十三 償還金額
 十四 払込期日
 十五 払込場所
 十六 中途換金
 の取扱い

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額} \times \frac{0.13}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
 平成三十年一月十五日
 額面金額百円につき百円
 平成二十五年一月十五日
 日本銀行の本店又は支店
 中途換金の買取りは、平成二十六年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に依り、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年一月十五日から平成二十六年七月十五日前までの間の場合

$$\frac{79.685}{100} \times 2 - \text{受入経過利子}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が

生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.13}{100}$$

$$\times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

(二) 平成二十六年七月十五日以後の場合

$$\text{償付金額} + \text{償付利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年一月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができ、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十五年七月十五日から平成二十六年一月十五日前までの間の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す
 る 金 額 - (利 子 に 相 当 す る 金 額
 $\times \frac{79.685}{100} + 経 過 利 子 に 相 当 す$
 金 額 - 受 入 経 過 利 子 に 相 当
 る 金 額)

(二) 平成二十五年七月十五日前の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す
 る 金 額 - (経 過 利 子 に 相 当 す る
 金 額 - 受 入 経 過 利 子 に 相 当
 る 金 額)

十八 元利金支

払場所

日本銀行